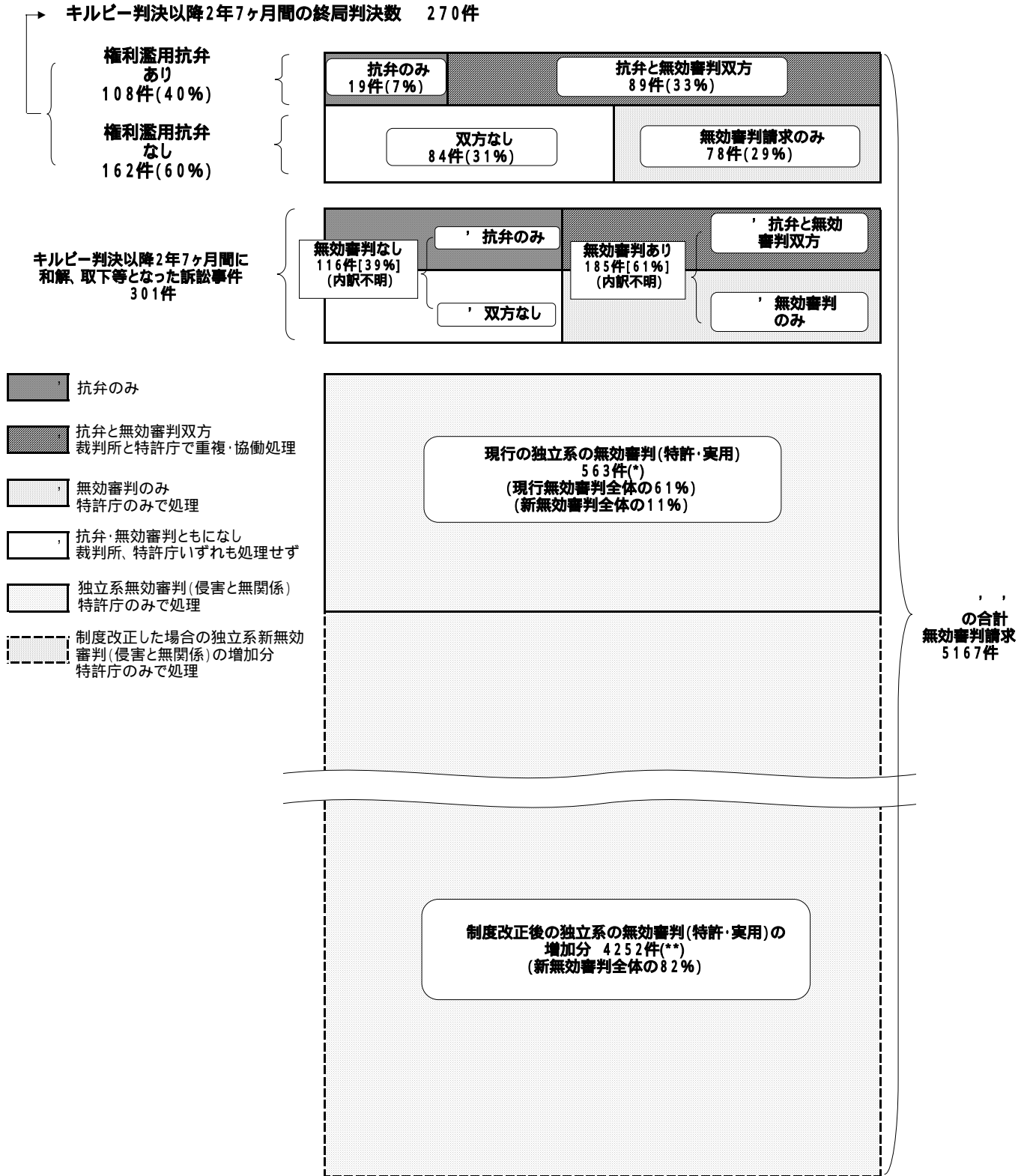


資料3 - 図1 侵害訴訟と無効審判の関係の定量的分析

(2000年4月15日～2002年11月15日の特許・実用新案:特許庁調べ)

知的財産訴訟検討会資料4 - 3 -
特許庁提出資料



(注) ()内の数字は、キルビー判決以降になされた判決数(270件)を100%とした場合の割合。

[]内の数字は、キルビー判決以降、和解、取下等になった訴訟の合計(301件)を100%とした場合の割合。

(*) 2001年の1年間に請求された独立系の無効審判請求件数218件を、キルビー判決以降の2年7ヶ月分以外挿。

(**) 現行無効審判の約300件は全て新無効審判に移行すると仮定した。また、現行異議申立てのうち多数異議申立て約870件は全て新無効審判に移行し、単独異議申立て2850件の約30%が新無効審判に移行すると仮定した。この結果、新無効審判の請求件数は、現行無効審判(約300件)+現行複数異議(約870件)+単独異議(約2850件)*30%-重複分(約75件)=約1950-2000件となる。これをキルビー判決以降の2年7ヶ月分以外挿すると5167件。これから、侵害訴訟関連無効審判(89件+78件+[' + ']185件)と独立系無効審判563件を引くと、制度改正後の独立系無効審判の増加分は、4252件。